

# **<企画課社会参加推進室>**

## 1 障害者自立支援・社会参加総合推進事業について

平成16年度より、これまでの社会参加促進関係事業に訪問入浴サービス、更生訓練費・施設入所者就職支度金の給付等を内容とする自立支援等推進事業を加えて統合・メニュー化を図り、障害者の社会参加と自立支援を一体的に推進することとしたところであるが、平成17年度は本年度よりも厳しい財政事情にあることから、各地域内の障害者の実情を十分に把握した上で、障害者IT総合推進事業や盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業をはじめとする各種事業を重点的かつ効率的・効果的に取り組んでいただくようお願いしたい。

障害者自立支援・社会参加総合推進事業は、基本的に障害者自立支援法（案）に規定する地域生活支援事業に再編されることとなるが、同法（案）第2条並びに第77条及び第78条において、地域生活支援事業は、原則として市町村が行い、都道府県がこれをバックアップすることが明記されている。したがって、これまでの都道府県・市町村の担う役割が大きく変化し、特に市町村においては、これまで都道府県が実施してきた事業を担当する機会が増え、事務の移行に伴う新たな事業実施体制の整備が必要となることが予想される。厚生労働省としては、平成17年度の障害者自立支援・社会参加総合推進事業の執行状況を踏まえて、新しい実施体制への移行のための準備を進めていくこととしており、全国的な視点から各地域の先進的な取組事例等の情報収集及びその提供を行っていくこととしている。各都道府県におかれても、管内市町村の障害者社会参加促進事業の取組状況について十分な把握に努められ、市町村における社会参加促進事業のより一層の推進が図られるよう、管内市町村との連絡を密にし、担当者の連絡会議の開催や事業実施にかかる技術的支援などに関し、ご配慮をお願いする。

### (1) 障害者IT総合推進事業

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るために、平成16年度から、ITに関する情報提供等を行う総合的なサービス拠点として「障害者ITサポートセンター」を活用し、パソコン教室の開催などを内容とする

「パソコン利用促進事業」を実施し、IT関連施策を総合的かつ一体的に推進する「障害者IT総合推進事業」として実施したところである。ITの利活用が障害者の就労能力を引き出し、自立と社会参加を促す効果が期待できることから、さらに積極的な取組をお願いする。

## (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者に対する施策として、平成12年度より通訳・介助員の派遣等を行う事業を実施してきたところであるが、未だすべての都道府県・指定都市において実施されるに至っていない実態にある。

また一部地域においては、社会福祉法人全国盲ろう者協会により「コミュニケーション支援等調査・研究事業」として先駆的に実施されているところでもあるが、当該事業は、調査・研究事業として期間を限定して実施（平成17年度が最終年度の予定）されているものであるため、未実施の都道府県・指定都市においては、本事業の直接実施に向けて早急に検討されるようお願いする。

## (3) 手話通訳関係事業

手話通訳関係事業については、従前よりご尽力いただいているところであるが、聴覚障害者等への的確な情報提供の観点から、手話通訳の養成及び派遣事業について、一層の積極的な取組をお願いする。

また、手話通訳設置事業については、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳を行う者を都道府県本庁及び福祉事務所等公的機関に設置することとされているものであるが、未設置の都道府県・指定都市におかれは、その設置の促進について一層の配慮をお願いする。

なお、市町村障害者社会参加促進事業における手話通訳設置事業についても同様であるので、管内市町村に対し、助言指導をお願いする。

## (4) バリアフリーのまちづくり活動事業

バリアフリーのまちづくり活動事業のうち、障害者等生活環境基盤整備事業

(ハード事業)は、本年度も社会福祉施設整備費で対応する予定であるが、採択方針等については、おってご連絡する予定である。

## (5) 身体障害者補助犬の普及について

ア 身体障害者補助犬の普及のためには、身体障害者補助犬法の趣旨、補助犬の役割等についての十分な周知が必要である。

各都道府県等におかれては、従来よりポスター、パンフレット等の配布により、施設利用の円滑化等に関する広報・啓発等についてのご協力をいただいているところであるが、補助犬普及の環境整備のため一層の取り組みをお願いしたい。

イ また、社会福祉事業としての訓練事業や受け入れに関する相談・苦情が寄せられた場合は、法の趣旨等についてきめ細かな説明を行い十分な理解を得るとともに、必要に応じ社会福祉法に基づく福祉サービスに関する苦情解決制度の活用や監査の実施等により適切な対応をお願いする。

ウ さらに、良質な補助犬がこれを必要とし、かつ犬の管理が適切にできる身体障害者に貸与されるよう「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」を活用した補助犬の育成に積極的に取り組むようお願いする。当該事業による育成委託先は、社会福祉法人、民法第34条に基づく公益法人又は特定非営利活動法人としているところであるのでご了承願いたい。

エ なお、身体障害者補助犬法については、平成14年10月に施行され、本年10月には施行後3年が経過することから、法律の附則により、施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられることとされている。このため、今後、必要な情報の把握等を行うことを予定しているのでご協力をお願いする。

## (6) 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進

### ア 障害者スポーツの推進

近年、障害者スポーツは、地域の中で確実に普及し、平成16年度に開催されたアテネパラリンピックやメルボルンデフリンピック、スペシャルオリンピックス冬季世界大会などの国際大会に代表される様々な競技大会により、広く国民の関心を集めるものとなってきている。

今後は、こうした大会の成果を十分に生かしつつ、スポーツが障害者の生活をより豊かにするという視点に立って、日常生活の中で楽しむスポーツ、競技するスポーツの各々の面から、障害者スポーツの充実、発展に努める必要がある。

各都道府県等におかれても、上記の状況を踏まえ、財団法人日本障害者スポーツ協会が中心となって進めている競技選手の育成強化、指導員の養成等の諸事業や各地域の障害者スポーツ関係団体との十分な連携を図り、障害者スポーツの一層の推進をお願いする。

#### (ア) スペシャルオリンピックス冬季世界大会の開催

本年2月26日から3月5日まで長野県において開催された、2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会は、各都道府県等をはじめとする関係機関のご支援をいただき、成功裏に終了したところである。

本大会に参加したアスリートたちが個々の目標と可能性に向かって懸命に取り組む姿は、多くの国民に希望と感動を与え、障害に対する理解を深めたところであり、今後とも、知的障害者のスポーツの充実にご尽力をお願いする。

#### (イ) 障害者スポーツ指導員の確保等

地域における障害者スポーツ推進という観点からは、障害者の身近なところで指導を行う障害者スポーツ指導員の確保が不可欠である。各都道府県・指定都市におかれては、従来より初級及び中級スポーツ指導員の養成に尽力いただいているところであるが、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」により、

引き続きその養成をお願いする。

また、都道府県・指定都市の障害者スポーツ協会は、地域における障害者スポーツ推進の中心的な役割を担うものであるので、今後ともその組織づくりや充実に特段のご配慮をお願いする。

併せて、一般のスポーツ大会への障害者の参加促進に向けた関係部局との連携など、障害者がスポーツに取り組む環境の一層の向上についてもご配慮をお願いする。

#### (ウ) 障害者スポーツ大会の開催

平成17年度の全国障害者スポーツ大会が岡山県において開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣等についてご配慮をお願いする。

当該大会における各都道府県・指定都市の個人競技参加枠割当数は、別紙のとおりである。

また、選手団の参加申込期限は、「晴れの国おかやま国体・輝いて！おかやま大会」実行委員会事務局宛・平成17年6月30日(木)必着とするので、競技運営計画や宿泊・輸送計画の円滑な策定に支障を来さないよう、期限の厳守についてよろしく願います。

なお、全国障害者スポーツ大会は、従前の身体障害者と知的障害者の全国スポーツ大会を統合し、平成13年度から開催しているものであるが、障害者全体のスポーツの推進という観点から、大会実施競技のあり方について、さらに検討を行っていくこととしている。

#### ○ 第5回全国障害者スポーツ大会（「輝いて！おかやま大会」）

開催期間：平成17年11月5日(土)～7日(月)

開催地：岡山県 岡山市、倉敷市、総社市、赤磐市

主催：厚生労働省、(財)日本障害者スポーツ協会、岡山県 他

また、平成18年3月に、冬季パラリンピック競技大会がトリノにおいて開催される予定であるので、選手団の派遣に係る便宜の提供等についてご配慮をお願いします。

○ 2006年トリノ冬季パラリンピック競技大会

開催期間：平成18年3月10日(金)～19日(日)

開催地：イタリア トリノ

主催：国際パラリンピック委員会、トリノ2006組織委員会

## イ 文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動への参加を通じ、自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成13年度から「障害者芸術・文化祭開催事業」を実施しているところであるが、平成17年度については、山形県のご協力をいただいて開催することとしている。詳細については、平成17年度開催に係る実施要綱が策定され次第ご連絡する予定であるが、その際に、各種作品の募集等についてご協力をお願いします予定であるのでご了知願うとともに、平成18年度以降の全国大会の開催について、積極的なご検討をお願いします。

また、障害者の文化芸術活動については、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」における助成対象事業となっているので、各都道府県等におかれても積極的な取組をお願いします。

第5回全国障害者スポーツ大会  
都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	32	41	73	鳥取県	11	16	27
青森県	12	18	30	島根県	12	18	30
岩手県	11	17	28	岡山県	59	90	149
宮城県	10	15	25	広島県	18	25	43
秋田県	11	15	26	山口県	17	23	40
山形県	11	14	25	徳島県	12	18	30
福島県	16	19	35	香川県	13	18	31
茨城県	15	25	40	愛媛県	16	23	39
栃木県	13	19	32	高知県	13	17	30
群馬県	13	18	31	福岡県	19	26	45
埼玉県	34	55	89	佐賀県	9	15	24
千葉県	20	30	50	長崎県	14	21	35
東京都	57	78	135	熊本県	16	22	38
神奈川県	18	27	45	大分県	13	16	29
新潟県	16	23	39	宮崎県	12	17	29
富山県	10	14	24	鹿児島県	17	23	40
石川県	10	14	24	沖縄県	11	18	29
福井県	9	12	21	札幌市	13	17	30
山梨県	9	12	21	仙台市	7	12	19
長野県	16	22	38	さいたま市	17	27	44
岐阜県	15	22	37	千葉市	7	11	18
静岡県	17	26	43	横浜市	15	25	40
愛知県	22	37	59	川崎市	7	12	19
三重県	13	18	31	静岡市	7	11	18
滋賀県	10	16	26	名古屋市	14	20	34
京都府	11	16	27	京都市	13	18	31
大阪府	31	48	79	大阪市	19	24	43
兵庫県	28	40	68	神戸市	18	24	42
奈良県	11	15	26	広島市	12	18	30
和歌山県	11	14	25	北九州市	10	15	25
				福岡市	9	14	23
				合計	962	1,394	2,356

## 2 補装具給付事業及び日常生活用具給付事業について

### (1) 厚生年金保険制度における整形外科療養事業の廃止に係る取扱い

厚生年金保険制度においては、厚生年金保険法第79条の規定に基づく福祉施設事業として、厚生年金受給者等に対して、義肢、装具、車椅子及び補聴器等の支給・修理を行う整形外科療養事業を実施してきたところであるが、当該制度の厳しい財政状況等を踏まえ、今後、年金保険料は福祉施設の整備費及び委託費には投入しないとされたことから、平成16年度限りで廃止されることとなる。

このことから、昨年10月以降、各社会保険事務所等において、窓口相談業務やポスターの掲示等を通じて当該事業の廃止を利用者に対しお知らせするとともに、平成17年度以降は、身体障害者福祉法に基づく補装具給付制度を利用いただきたい旨の周知が進められている。

したがって、当該事業が廃止されたとしても、これまで給付を受けてこられた方々が困ることのないようにしていくことが大切であるから、厚生年金保険の年金受給者等であって、身体障害者手帳を有する者については、平成17年度以降、身体障害者福祉法に基づく補装具給付制度の対象者となり得ることについて、管内市町村等へ周知願うとともに、今後の補装具給付制度の円滑な運営について御協力をお願いする。

### (2) 平成17年度予算案における改定事項について

平成17年度予算案においては、次の事項に係る改定を予定しているため、管内市町村等に対する周知等をお願いする。

なお、詳細については、改めて通知することとしている。

#### ア 費用徴収基準の見直し

身体障害者に係る補装具給付事業及び日常生活用具給付等事業における利用者からの費用徴収については、これまで市町村民税非課税世帯からは費用徴収をしない取扱いとしてきたところであるが、既に市町村民税非課税世帯から費用徴収を実施している身体障害児補装具給付事業等、他制度との均衡を図る観点から、

平成18年1月より当該世帯に属する対象者についても費用徴収することとし、  
 下表のように費用徴収基準の見直しを行う予定である。

徴収基準額表（改正前）

（昭和63年4月1日適用）

世帯階層区分		徴収基準額		加算基準額
		更生医療 （入院）	更生医療（入院外） 補装具（交付・修理）	
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0



徴収基準額表（改正後・案）

（平成18年1月1日適用）

世帯階層区分		徴収基準額 （補装具交付・修理）	加算基準額
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	1,100	220

#### イ 遮光眼鏡の給付対象者の拡大

補装具給付制度における「遮光眼鏡」については、網膜色素変性症の者の羞明感をやわらげることで視力低下の進行を遅らせる等に有効であるとして、平成2年度より補装具の給付種目に取り入れたところであるが、近年、網膜色素変性症と同様に、「白子症」「先天無虹彩」「錐体かん体ジストロフィー」についても有効であるとされたことから、これらの疾病の者についても、遮光眼鏡の給付対象とする予定である。

## ウ 修理基準の見直し（消耗品の廃止）

補装具給付制度の修理基準に規定されている補聴器用乾電池、人工喉頭用電池及び歩行補助つえ用先ゴムについては、補装具の修理として特別の技術を要しないこと、また限られた財源の有効活用を図る必要があることを踏まえ、平成16年度限りで廃止する予定である。

## エ ストマ用装具の特例として紙おむつ等を支給する場合の基準単価の見直し

補装具給付制度における紙おむつ等の支給については、これまでストマ用装具の特例と整理してきたことから、ストマ用装具の基準額に準じた額で給付の基準額を設定してきたところであるが、実勢価格や自治体における給付実績を踏まえ、次のとおりの基準額とする予定である。

【現 行】
○ 排便機能障害者 蓄便袋の基準額（8,600円）の範囲内
○ 排尿機能障害者 蓄尿袋の基準額（11,300円）の範囲内
○ 排便・排尿何れにも機能障害がある者 各々算出した合計額（19,900円）の範囲内

【改正後】
○ 一律 12,000円の範囲内

## (3) 日常生活用具給付等事業費の執行について

日常生活用具給付等事業費に係る補助金の交付決定については、昨年度に引き続き省内予算の流用等を行うことで、可能な限り財源の確保に努めてきたところであり、所要見込額に対して約9割程度の財源確保ができる見通しとなったので、特段のご理解とご配慮を賜りたい。

また、平成17年度においても厳しい財政状況に変わりがないことから、基準単価の見直しに努めるなど、運用上の工夫を図りたいと考えているので、引き続き、本事業の円滑な運営にご協力をお願いする。

#### (4) 補装具給付制度等の見直しについて

昨年10月の「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」において、補装具給付制度及び日常生活用具給付等事業の見直しに関する基本的な考え方を提示したところであるが、今般、「補装具等の見直しに関する検討委員会」を設置し、補装具及び日常生活用具の給付範囲の見直し等といった諸課題につき検討を進めているところであるので、その旨御了知を願いたい。

なお、本検討状況については、厚生労働省ホームページを通じて、適宜、議事内容を情報提供する予定である。

### 3 聴覚障害者情報提供施設等の整備について（地域介護・福祉空間整備等交付金）

地域介護・福祉空間整備等交付金に関する具体的内容については、2月18日の全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議にて既にお示ししているところであるが、障害関係施設の整備を行う場合には、都道府県においては国の基本方針に基づいて基盤整備を行うための「施設生活環境改善計画」を策定することとなるので、関係部局等との緊密な連携を図り当該計画に位置づけたうえで、効率的な施設の設置に向けて取り組むようお願いする。

（別冊「地域介護・福祉空間整備等交付金について」参照）

なお、障害関係施設のうち、特に聴覚障害者に対する情報提供及びコミュニケーション支援体制の一層の充実については、日常生活における必要性に加えて、自然災害等緊急時の対応の観点から、喫緊の課題として挙げられてきたところである。

したがって、未だ聴覚障害者情報提供施設が設置されていない道府県においては、「障害者基本計画」において、聴覚障害者情報提供施設の整備を全都道府県において整備促進することとされている点にご留意のうえ、施設生活環境改善計画を策定されたい。

## 4 国際障害者交流センターについて

「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、「国連・障害者の十年」を記念する施設であり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、①障害者の国際交流、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流活動、③障害者自らが行う文化・芸術の発信など、障害者の様々な活動や支援の拠点となるよう施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として建設されたものである。

平成17年度においては、引き続き以下の事業を実施する予定であるが、これら事業の実施に当たっては、平成16年度と同様、研修事業の周知、参加者の推薦、調査活動へのご協力等をお願いすることとなるので、ご配慮願いたい。

### (1) 平成17年度事業計画について

#### ア 手話通訳者・手話通訳士現任研修事業

手話通訳者・手話通訳士の資質と技術の向上を図る。

実施時期 平成17年6月～平成18年2月

研修期間 ・手話通訳者現任研修：5日間（年4回）

・手話通訳士現任研修：5日間（年3回）

募集人員 20人/回

#### イ 障害者パソコンボランティア指導者養成事業

障害者にパソコンの使用方法を指導するパソコンボランティアの指導者の養成を行う。

実施時期 平成17年7月・平成18年2月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

## ウ 災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

災害発生時、障害者に対するきめ細かな救援・支援活動をサポートするボランティアリーダーの養成を行う。

実施時期 平成17年7月・11月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

## エ 障害関係福祉情報等提供事業

以下に掲げる方法により、ビッグ・アイにおいて開催される各種行事の開催予定、障害者支援団体に関する情報の提供等を行う。

### ○ ホームページの運用

当センターの紹介、アクセス、事業案内を始め、障害者団体が開催する障害者の芸術・文化事業等の情報を、当センターのホームページを通じて提供する。

### ○ メールマガジンの発信（平成17年3月1日開設）

当センターの主催事業をはじめ、全国の都道府県及び関係団体、障害者グループの芸術・文化活動の情報などを、メールマガジンを通じて提供する。

### ○ ビッグ・アイ インターネット美術館の運営

障害者の作成した絵画、イラストなどを募集し、当センターのホームページに開設しているインターネット美術館（BiG-i Museum）に掲載する。

### ○ 情報誌「ビッグ・アイ」の発行

障害者の芸術活動に関する国内外の情報、当センターの紹介・事業報告などを掲載した情報誌「ビッグ・アイ」を発行し、全国の障害者団体・施設等へ配布する。

### ○ 障害児の作品展

養護学校などの作品を中心にパネル展を開催する。

○ 障害者の社会参加に関する相談

障害者が、障害者が自ら行う国際交流へのアシスト、芸術・文化活動へのサポート、パソコンやインターネット等の情報化へのアドバイス、及びその他障害者の社会参加に関する分野に対して助言・指導等を行うとともに、これらの相談に応えられるよう関連情報の収集や関係団体との連絡調整に努める。

○ 障害者対応パソコンによる情報提供や操作指導

障害者対応パソコン及び周辺機器を操作体験しながら、様々な情報収集ができるよう操作指導を行う。

○ コミュニケーション機器等の常設展示

「情報と交流」を展示コンセプトとして、障害者の情報収集や交流活動に欠かせない意思伝達装置等のコミュニケーション機器を中心に展示し、また、食事を交えた交流活動を支える食事用具も併せて展示する。

○ 施設の広報やイベント、研修案内などの情報発信

当センターのパンフレットや行事案内を始め、障害者関連の情報誌等を常置し、来館者への情報提供に努める。

**オ 障害者芸術・文化活動支援事業**

障害者の芸術・文化活動についての調査研究や専門家によるアドバイス等を行い、障害者の芸術・文化活動の充実・振興を図る。

○ バリアフリーアートアカデミーの開催（年2回実施予定）

**カ 国際交流事業**

海外との交流・協力を目的として、国内外の障害者関係団体の交流等の事業を実施する。

## (2) 施設の利用について

施設概要は以下のとおりであり、障害者関係団体等が行う行事や研修、養護学校における修学旅行宿泊先としての活用、また、市民団体、関係機関等にも障害者に対する理解を深めてもらう観点から積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。

### 【施設の概要】

#### 1 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」（愛称：ビッグ・アイ）

#### 2 所在地

大阪府堺市茶山台1-8-1（泉北ニュータウン泉ヶ丘地区）

（JR新大阪駅から地下鉄御堂筋線・泉北高速鉄道経由で約55分、

泉ヶ丘駅下車徒歩3分）

#### 3 施設規模

地上3階地下1階建（敷地面積 約8,000㎡，延床面積 約12,000㎡）

#### 4 主な施設内容

##### ○多目的ホール

（客席 約1,500席、車椅子利用の場合 約1,000席（うち車椅子席最大約300席））

##### ○宿泊室 35室（洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室）

##### ○大・中・小会議室、バリアフリープラザ（情報・相談コーナー）

##### ○レストラン（50席）、駐車場

#### 5 障害者のための特別な機能

##### ○大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳設備を設けた多目的ホール

##### ○館内自動音声案内設備

##### ○広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室

○文字言語の画面表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内  
設備

○光点滅式避難誘導設備 等

6 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL 072-290-0900

FAX 072-290-0920

URL <http://big-i.jp/>

## 5 手話通訳技能認定試験等について

平成16年度の第16回手話通訳技能認定試験は、平成16年9月に第一次試験が行われ、同年11月に行われた実技試験の結果を合わせて、平成17年3月31日(木)に合格者の発表が行われる予定である。

平成15年度までの認定試験の合格者の累計は、全国で1,533人となっているが、大都市を中心とした地域に偏在する傾向が見られるところである。

また、近年、聴覚障害者が手話通訳を必要とする場面は、教育、医療、司法、福祉、労働などの各分野に広がり、しかも内容は益々複雑・多様化の傾向にある反面、これらに対応できる高度な技術をもつ手話通訳士の数は十分とは言えない状況にある。

このような状況において、今後とも、「障害者自立支援・社会参加総合推進事業」の「手話通訳者養成・研修事業」等を積極的に活用すること等により、手話通訳技能認定試験の受験を志す者の拡大と資質の向上に積極的に取り組まれるようお願いする。

なお、平成16年度認定試験から学科試験合格者の次年度以降の学科試験免除期間が2年間から1年間に変更になっているのでご了知願いたい。

また、身体障害者福祉促進事業費委託費のうち、手話通訳指導者養成研修事業費の委託先が(財)全日本聾唖連盟から(社福)全国手話研修センターに変更されたことも併せてご了知願いたい。